

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065123-01-03

事業名	地域中小企業支援センター補助金交付事務・指導等	事業番号	03	課係名	経営金融課 団体支援班	係番号	01
-----	-------------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 本事業による補助金交付及び指導の対象は、創業予定者や中小企業者が気軽に相談できる地域の相談窓口として設置されている地域中小企業支援センターである。</p> <p>(2) 現状 地域経済を活性化させるためには、創業の活発化などが重要であるが、平成13年事業所統計で本県の事業所数（非1次産業）は7万398と平成8年の7万3,044から3.6%減少している。 このような状況において、地域中小企業支援センターは、創業予定者や中小企業経営者がきめ細かな相談を受けられる地域の相談窓口として設置されている。</p> <p>(3) 方法 地域中小企業支援センターに対し補助金を交付するとともに、その事業推進についての指導を県としても行い、コーディネーターが行う創業相談事業等を促進する。</p> <p>(4) 目標 新規開業の増加と中小企業者の経営拡大</p>	<p>5. 事業の種類 (1)助成 (2)国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 「地域中小企業支援センター」の事業は、国が「中小企業支援法」に基づいて策定する中小企業支援計画において、中小企業の様々な経営課題に対するきめ細やかな支援を行うために推進していく事業として位置づけられているものである。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 本事業はその補助金実施要領において、「補助事業者は都道府県に限る」と定められている。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>49,640</td> <td>36,219</td> <td>18,920</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：小規模企業経営資源強化対策事業費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	49,640	36,219	18,920	0	人工数	0.20	0.20	0.20	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	49,640	36,219	18,920	0												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.10												
<p>2. 事業の必要性 創業予定者、企業者等の相談にきめ細かく対応できる体制の整備を図ることにより、地域における雇用機会の創出とともに、地域経済の活性化に資することを目的とする当事業の推進は必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成12年から，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 地域中小企業支援センターの設置</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成11年度 北部地域・・・名護市商工会内 中部地域・・・沖縄商工会議所内 平成12年度：南部地域・・・那覇商工会議所内 平成13年度：八重山地域・・・石垣市商工会内 平成15年度：宮古地域・・・沖縄宮古商工会議所内</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 平成15年度に宮古地域への設置を行い、県内5地域への設置が終了し、地域における相談窓口として、コーディネーターによる創業や経営革新支援に努めてきた。 しかし、平成17年度からは、事業のスキームが見直され、同年度に2箇所が、そして18年度からは、残りの3箇所も国からの直接委託方式のシニアアドバイザーセンターになった。 このため、今年度中には成果の確認等、監査を終え事業を廃止する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 創業及び経営改善</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 新規創業の支援、新商品・技術開発のための関係機関への橋渡し(コーディネート)ができた。 平成17年度は、創業相談が982件、経営革新に関する相談が206件あり、地域の中小企業者の経営改善に資することができた。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 最終目標数値は特に設定していないが、创业者の支援及び既存企業の経営革新等の支援を行い、中小企業者の経営基盤強化を目指してきた。 しかし、事業廃止により、今後は国の直接委託方式の支援機関であるシニアアドバイザーセンターにその役割が受け継がれる。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 経営金融課 団体支援班				
評価責任者	経営金融課		担当者 団体支援班		
課番号	065123	係番号	01	電話番号	866-2343
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065123-01-03				
事務事業名	地域中小企業支援センター補助金交付事務・指導等				
歳出事業コード(1)	311004010	事業区分	C		
歳出事業名(1)	小規模事業経営資源強化対策事業				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	050203	計画名	産業振興計画		
			政策目標	オキナワ型産業の戦略的展開		
			施策	沖縄型経営革新計画の積極的な承認及び総合的支援体制の強化		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	地域支援センターの設置数					
成果指標名又は成果の内容(A')	創業の相談件数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')	経営革新の相談件数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	箇所	4.00	5.00	3.00		0.00
成果指標A'	件	1,559.00	1,467.00	982.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'	件	370.00	210.00	206.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	49,640	36,219	18,920	0	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.10	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	642	
	合計C+E=F	50,966	37,507	20,208	642	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	創業等の相談件数はやや減少したものの、きめ細かな相談・指導により、概ね満足しているものと判定した。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定 根拠	創業等の相談件数は年度により増減はあるが、県民ニーズは横ばいにあると判定した。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	国の補助事業実施要領に基づき実施しており、全国水準のサービスを提供している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	創業と経営革新を支援していくという国の中小企業支援策の一環として実施している。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	本事業は、その補助金実施要項において、「補助事業者は都道府県に限る」と定められている。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	本事業は、その補助金実施要項において、「補助事業者は都道府県に限る」と定められている。	

5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	産業振興公社に設置されている沖縄県中小企業支援センターとは類似する事務もあり、連携をとって事業を推進してきた。 なお、平成17年度から、一部の支援センター（2箇所）が、国からの直接委託方式に変更され、18年度からは全ての地域支援センターが、国からの直接委託方式のシニアアドバイザーセンターに事業スキームが変わった。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	これまで、県内に設置してきた5支援センターは、それぞれ地域の相談窓口として効果的に活動してきた。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	地域支援センターの設置数は、相談件数に直接結びつくものである。ただし、本県における設置は本県の5圏域毎に1センターとしており、平成15年度設置の宮古地域中小企業センターが最後である。 なお、平成18年度からは、国からの直接委託方式であるシニアアドバイザーセンターに事業が受け継がれる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) D. 費用、成果とも低下傾向。 判定 | D

判定 根拠	費用、創業の相談件数とも低下傾向にある。
----------	----------------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) A2. 費用は低下で結果は横ばい。 判定 | A2

判定 根拠	費用は低下し、結果は横ばいである。
----------	-------------------

9. 県の負担割合 判定 | A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	国庫補助事業の補助要綱等に基づくものであり、妥当である。
----------	------------------------------

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	O A化に馴染む事業ではない。
----------	-----------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
	4. 民間委託の可能性		B
5. 事務事業の選択		C	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	D
		(2) 対結果	A2
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
5	6	1	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	D 具体的方向性 2

(評価区分) : D. 廃止
 (具体的方向性) : 2. 民間、市町村等に担ってもらうこと等により県の事業は廃止する。

判定 根拠	県内の5圏域に各1支援センターの配置が完了し、沖縄県中小企業支援センターとの連携も強化して事務の効率的な執行を図ってきたところである。 平成17年度からは、国の事業のスキームが見直され、一部の地域支援センター（2箇所）については、国との直接委託方式に変更された。 平成18年度からは、すべての地域支援センターが同方式に移行されたため、国等関係機関とも連携しつつ当該事業のこれまでの成果や監査等を実施し、18年度中で県の事業は廃止する。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065123-01-07

事業名	中小企業労働力確保補助金交付事務	事業番号	07	課係名	経営金融課 団体支援班	係番号	01
-----	------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための改善の促進に関する法律（中小企業労働力確保法）」に基づく改善計画を策定し、その認定を県知事から受けた事業協同組合等及び中小企業者</p> <p>(2) 現状 労働力の確保に積極的な取り組みを計画する事業協同組合等に対する支援補助金であるが、平成9年度以降、本事業の実績はない。</p> <p>(3) 方法 中小企業労働力確保法に基づく改善計画について、県知事から認定を受けた事業協同組合等及び中小企業者に対し、雇用管理の改善事業等に必要な経費を補助する。</p> <p>(4) 目標 個々の事業協同組合等や中小企業が設定するものであり、特に目標の設定はない</p> <p>2. 事業の必要性 労働時間の短縮や職場環境の改善、福利厚生の実施等を図ることによって、労働力を確保するために必要な事業である。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 助成 (2) 国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 「中小企業労働力確保法」に基づき、国はこれらの措置に係る基本指針を定めることとなっている。これは、従業員の確保を図るため労働環境の改善や雇用管理の改善を行う企業等に対して助成するものである。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 上記法律に基づき、県は組合等から提出される改善計画の認定及び補助金の交付を行う必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.01	0.01	0.01	0.01
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.01	0.01	0.01	0.01												

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 改善計画の認定と補助金の交付</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 事業協同組合等からの申請がなく平成10年度以降実績なし</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 事業協同組合等からの事業実施希望が出てきた場合において、対応していく。</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 雇用管理の改善</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 事業協同組合等としての「中小企業労働力確保法」適用の事業は現在二つがなく、成果は特になし。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 特に基準はないが、法律に基づく事業であり、補助制度としては設置しておく必要がある。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 経営金融課 団体支援班				
評価責任者	経営金融課		担当者 団体支援班		
課番号	065123	係番号	01	電話番号	866-2343
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065123-01-07				
事務事業名	中小企業労働力確保補助金交付事務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容 (A)	改善計画の認定及び補助金交付					
成果指標名又は成果の内容 (A')	雇用管理の改善					
活動指標名又は活動の内容 (B)						
成果指標名又は成果の内容 (B')						
< 指標の推移 >	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標 A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標 A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標 B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標 B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額 C	0	0	0	0	
	人工数 D	0.01	0.01	0.01	0.01	
	人件費 E	66.30	64.40	64.40	64.20	
	合計 C + E = F	66.30	64.40	64.40	64.20	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 -	
(判定内容) :-	
判定 根拠	平成9年度以降事業実績がなく、満足度の把握ができない。
(2) 県民ニーズの動向 判定 C	
(判定内容) C：減少傾向	
判定 根拠	平成9年度以降事業実績がない。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	本県における事業ニーズはここ数年ないが、そのサービスは中小企業経営革新支援対策費補助金で実施するものであり、全国並みである。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	本事業の補助金を受けるには、中小企業労働力確保法に基づく計画を策定し、県の認可を受けることとなっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	本事業の補助金を受けるには、中小企業労働力確保法に基づく計画を策定し、県の認可を受けることとなっている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	本事業の補助金を受けるには、中小企業労働力確保法に基づく計画を策定し、県の認可を受けることとなっている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	中小企業労働力確保法に基づく事業であり、他に類似する事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 B
(判定内容) B. 対象が限定的で、目標達成に向けた効果が薄くなっている。		
判定 根拠	本事業は、中小企業の労働力確保を円滑化するために設けられたものであるが、昨今の雇用状況からその事業ニーズは低下している。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 -
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) :-		
判定 根拠	平成9年度以降事業実績がなく、判定が困難である。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-
 平成9年度以降事業実績がなく、判定が困難である。

判定根拠

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-
 平成9年度以降事業実績がなく、判定が困難である。

判定根拠

9. 県の負担割合 判定 A
 (判定内容) A. 妥当である。
 事業を実施した場合における予算負担は、中小企業経営革新支援対策費補助金として執行するものであり、県の負担は妥当である。

判定根拠

10. O A化の可能性 判定 A
 (判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。
 O A化に馴染む事業ではない。

判定根拠

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	-
		(2) ニーズ	C
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
5. 事務事業の選択	A		
有効性	6. 対象の妥当性	B	
	7. 貢献度	-	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	-
		(2) 対結果	-
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	6	2	1		

12. 所管課の総合評価 総合評価

評価区分	C	具体的方向性	4
------	---	--------	---

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠
 事業ニーズは低下しているが、中小企業労働力確保法に基づく事業であり、企業（組合）等からの要望があった場合には県としての対応が必要である。また、国からその事業関連資料の作成依頼も毎年あり、本事業の廃止はできない。
 しかし、当該事業の対象は、事業協同組合等であるため、組合等の支援機関である中小企業団体中央会への支援事業である「中小企業団体中央会補助金交付事務・指導等」の事務事業との統合について検討を進める。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065123-01-09

事業名	中小企業の経営基盤強化事業	事業番号	09	課係名	経営金融課 団体支援班	係番号	01
-----	---------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 沖縄振興特別措置法に基づき政令で指定された業種（砂糖製造業が指定されている）</p> <p>(2) 現状 政令で指定された砂糖製造業を取り巻く経営環境は、原料であるさとうきび生産の伸び悩みや全国的な砂糖消費量の減少など厳しい状況にある。 しかし、本県における砂糖製造業の従業員は500人を越え、さらに多くに農家が県全域でさとうきびを生産しているなど県経済に占めるウェイトは大きなものがある。</p> <p>(3) 方法 政令で指定された業種に属する中小企業は経営改善計画を策定し、その計画に対する県知事認定を受け、税制や融資等の優遇措置を受けることができる。</p> <p>(4) 目標 政令で指定された業種に属する中小企業の経営基盤の強化</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 沖縄振興特別措置法に基づく計画承認業務であり、官が行うこととなっている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 沖縄振興特別措置法に基づく計画承認業務であり、県知事が行うこととなっている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>518</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.32</td> <td>0.32</td> <td>0.32</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：施策普及事業費（H16から統合、H15までは経営基盤強化事業費として実施していた。）</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	518	0	0	0	人工数	0.32	0.32	0.32	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	518	0	0	0												
人工数	0.32	0.32	0.32	0.30												
<p>2. 事業の必要性 平成14年3月に制定された沖縄振興特別措置法に基づき政令で指定される業種は、経済環境の著しい変化の影響を受け、生産額等が相当程度減少し、当該業種に属する中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄経済の振興にとって必要であると認められることが条件となっている。 政令指定された砂糖製造業の経営基盤強化は、本県経済の振興に必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 業種別の振興</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成13年度までは、旧近代化促進法及び旧沖縄振興開発特別措置法に基づき、砂糖製造業や製パン業等24業種で近代化計画が策定された。 平成14年度からは沖縄振興特別措置法に基づく経営基盤強化計画の承認となり、平成14年度は6事業所から認定申請があり、計画承認を行った。また、平成17年度は上記認定企業のうち、6事業所の変更計画承認を行った。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 沖縄振興特別措置法に基づく砂糖製造業に属する中小企業は、県内に11社ある。 経営基盤強化計画の策定は個々の中小企業が行うことになっているが、計画を策定し承認されたのは6社である。今後、この6社以外の法人の計画策定を促進していく。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 設備の近代化</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成13年度までは、旧近代化促進法等に基づき、砂糖製造業や製パン業等24業種で近代化計画が策定され、製造業を中心とした積極的な設備投資が行われ、生産性の向上に寄与した。平成14年度からは沖縄振興特別措置法に基づく経営基盤強化計画となり、平成14年度に計画が承認された6社は、毎年度、特別償却などの制度を活用し、経営基盤の強化を図っている。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 特に基準はないが、さとうきび産業はすそ野が広い産業であり、砂糖製造業の経営基盤強化を促進していくことにより、地域経済の活性化を図っていく。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 経営金融課 団体支援班				
評価責任者	経営金融課		担当者 団体支援班		
課番号	065123	係番号	01	電話番号	866-2343
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065123-01-09				
事務事業名	中小企業の経営基盤強化事業				
歳出事業コード(1)	311003005	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	施策普及事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)							
成果指標名又は成果の内容(A')		経営基盤強化計画の承認数					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'			6.00	3.00	6.00	0.00	0.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C		518	0	0	0	
	人工数D		0.32	0.32	0.32	0.30	
	人件費E		2,121.60	2,060.80	2,060.80	1,926	
	合計C+E=F		2,639.60	2,060.80	2,060.80	1,926	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B. 概ね満足している。	
判定根拠	本事業は、沖縄振興特別措置法に基づき、本県の砂糖製造業を対象とした事業であるが、平成14年度から現行の認定法式に改められ毎年度、計画の認定申請や変更申請があり、概ね満足しているものと考えられる。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B. 横ばい	
判定根拠	沖縄振興特別措置法に基づき、砂糖製造業が本事業の対象業種に指定されているが、他の業種から新たな業種指定に関するニーズはない。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C: 他県水準より高い。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法に基づく本県のみのものである。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A: 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法に基づく計画承認業務であり、官が行うこととなっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A: 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法に基づく計画承認業務であり、県が行うこととなっている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A: 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法に基づく計画承認業務であり、県が行うこととなっている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A: 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	平成14年度に制定された沖縄振興特別措置法に基づく計画承認業務であり、他に類似する事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A: 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	本事業は、沖縄振興特別措置法に基づき、砂糖製造業が対象となっているが、その指定理由も県経済に占める砂糖製造業の比重の高さによるものであり妥当である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 -
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) :-		
判定 根拠	活動指標未設定のため、判定できない。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。 判定 | C

判定 根拠	費用、成果である計画の承認数とも横ばいの状況である。
----------	----------------------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) :- 判定 | -

判定 根拠	活動指標未設定のため、判定できない。
----------	--------------------

9. 県の負担割合 判定 | A

(判定内容) A: 妥当である。

判定 根拠	予算は事務調整経費等であり妥当である。 なお、予算については、平成16年度から施策普及事業費に統合された。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	O A化に馴染む事業ではない。
----------	-----------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	C	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	-	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	-
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
7	2	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 4

(評価区分): C: 見直す
 (具体的方向性): 4: 他の事務事業と統合する。

判定 根拠	平成14年度に制定された沖縄振興特別措置法に基づく計画承認業務である。予算については、平成15年度までは経営基盤強化事業費として計上していたが、16年度からは施策普及事業費に統合された。 今後は、事務の効率化の観点から、施策普及事業費の事務事業である「経営金融の総合的振興」との統合に向けて引き続き検討を進める。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065123-01-11

事業名	経営金融の総合的振興	事業番号	11	課係名	経営金融課 団体支援班	係番号	01
-----	------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 中小企業者等</p> <p>(2) 現状 大きく変動する経営環境に対応していくため、経営革新支援や新連携事業支援、中小企業再生支援事業など新たな中小企業への支援施策が打ち出されている。これらの施策を的確に中小企業者等に普及していく必要がある。</p> <p>(3) 方法 中小企業施策の普及並びに具体的支援、企業経営指標に係る各種調査、中小企業者等の各種表彰推薦等</p> <p>(4) 目標 県内中小企業の経営基盤の強化</p> <p>2. 事業の必要性 中小企業振興を目的とした施策の計画、普及、調整、各種調査は企業の経営基盤強化を図るうえで重要である。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 沖縄振興計画や中小企業の振興策は国や県の事業として一貫した政策に基づいて実施する必要がある。(市場性がなく、受益者も不特定である)</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県全域にまたがる広域的規模の業務である。また、県内産業の発展を促進することは住民の福祉につながる。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>680</td> <td>1,261</td> <td>1,405</td> <td>1,401</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.48</td> <td>0.48</td> <td>0.48</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：施策普及事業費(H16より経営基盤強化事業と統合)</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	680	1,261	1,405	1,401	人工数	0.48	0.48	0.48	0.40
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	680	1,261	1,405	1,401												
人工数	0.48	0.48	0.48	0.40												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 経営金融の総合的振興</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 沖縄振興計画等の策定に関連する各種調査を実施した。また関係経済団体の会議等に参加し商工施策の事業実施について説明してきた。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 「沖縄振興特別措置法」に基づく支援策及び各種中小企業施策の普及に努める。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 商工施策の普及・実施</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 中小企業施策の普及啓発に寄与した。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 各種施策活用による県内中小企業の経営安定</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 経営金融課 団体支援班				
評価責任者	経営金融課			担当者 団体支援班	
課番号	065123	係番号	01	電話番号	866-2343
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065123-01-11				
事務事業名	経営金融の総合的振興				
歳出事業コード(1)	311003005	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	施策普及事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容 (A)						
成果指標名又は成果の内容 (A ')						
活動指標名又は活動の内容 (B)						
成果指標名又は成果の内容 (B ')						
< 指標の推移 >		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
						目標: H20年度
活動指標 A			0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標 A '			0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標 B			0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標 B '			0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位: 千円)	予決算額 C		680	1,261	1,405	1,401
	人工数 D		0.48	0.48	0.48	0.40
	人件費 E		3,182.40	3,091.20	3,091.20	2,568
	合計 C + E = F		3,862.40	4,352.20	4,496.20	3,969

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 -	
(判定内容) :-	
判定 根拠	本事務事業は、施策普及や各種調査など様々な業務であり、県民満足度の判断は困難である。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、中小企業施策普及や各種調査データのニーズは増加している と考える。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	国から依頼される施策普及や県の施策説明など、中小企業者に対する情報提供等は全国と同程度であるとする。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	国及び県の施策普及や業務上必要とする調査事務であり、官の実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	県内の中小企業者に対する国及び県の施策普及や県として業務上必要とする調査事務等であり、県の実施が妥当である。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	県内の中小企業者に対する国及び県の施策普及や県として業務上必要とする調査事務等であり、また、その事務内容が多様であることから、県の実施が妥当である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	中小企業向けの施策普及は、各課がそれぞれ行っているが、本事務事業は経営金融課が所管する事業関連が対象であり、他に類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	対象は中小企業者であり、効果的な目標達成のため妥当である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 -
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) :-		
判定 根拠	成果指標の設定が困難であり未設定のため、判定できない。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-
 判定根拠 成果指標の設定が困難であり未設定のため、判定できない。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-
 判定根拠 活動指標未設定のため、判定できない。

9. 県の負担割合 判定 A
 (判定内容) A. 妥当である。
 判定根拠 多種多様な業務内容に比して、本事業の負担割合は妥当である。

10. O A化の可能性 判定 A
 (判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。
 判定根拠 O A化に馴染む事業ではない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	-
		(2) ニーズ	A
3. 役割分担		(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
効索性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		-
8. 対費用効果		(1) 対成果	-
		(2) 対結果	-
9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			A

合計	A	B	C	D	E
	5	4			

12. 所管課の総合評価 総合評価

評価区分	C	具体的方向性	4
------	---	--------	---

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠 中小企業施策の普及や中小企業に関する各種調査等を推進する事業であるが、平成16年度から当該事業の予算である施策普及事業費に、経営基盤強化事業費が統合された。今後は、事務の効率化の観点から、当該事務事業に中小企業の経営基盤強化事業を統合させるべく引き続き検討を進める。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065123-02-03

事業名	中小企業高度化資金貸付事業	事業番号	03	課係名	経営金融課 金融班	係番号	02
-----	---------------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 中小企業者等で組織する事業協同組合等</p> <p>(2) 現状 中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業に対して長期・低利で貸付を行っている。</p> <p>(3) 方法 中小企業者が実施する事業や第三セクターが実施する事業に対して、県と中小企業基盤整備機構が協調して長期の低利資金を貸付する。</p> <p>(4) 目標 工場団地・卸団地の整備やアーケードやカラー舗装、駐車場などの整備により、中小企業の経営体質の改善や商店街の活性化を図り、地域産業振興に貢献する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 貸付 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 中小企業基本法に基づき、国が中小企業施策の一つとして定めた政策的金融制度であり、事業の全国的な制度運営、実施は中小企業基盤整備機構において行われ、中小企業者への具体的な貸付けは、各都道府県が行うこととなっている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 中小企業基盤整備機構の業務方法書で、事業団が高度化資金を貸し付けできるのは、都道府県と定められている。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: right;">7,456</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: right;">1.10</td> <td style="text-align: right;">1.10</td> <td style="text-align: right;">1.00</td> <td style="text-align: right;">0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 中小企業高度化資金貸付事業</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	7,456	0	0	0	人工数	1.10	1.10	1.00	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	7,456	0	0	0												
人工数	1.10	1.10	1.00	0.30												
<p>2. 事業の必要性 国の中小企業施策として、事業資金を長期・低利で貸付けることにより、中小企業者の構造の高度化、経営体質の改善、環境変化への対応等を促進するために必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を (手段・活動指標) 高度化資金の貸付 (出資を含む) 平成17年度は貸付実績なし</p>	<p>8. 過去3年間 (H17まで) の実績 8 - (1) どこまでやったのか (手段・活動指標) 平成17年度未実績 貸付件数 (単年度) 0件 " (累計) 206件 貸付金額 (単年度): 0千円 " (累計): 49,926,574千円</p>	<p>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標) 貸付予定額: 116,000千円 経営改革事業貸付 80,000千円 商店街整備等支援資金 36,000千円</p>
<p>(2) その結果、何が (成果指標) 中小企業の構造の高度化の支援 平成17年度は貸付実績なし</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか (成果指標) 中小企業者の資金調達の改善及び経営改善が図られ、中小企業者の構造の高度化が促進された。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標) 中小企業者の高度化を推進する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 経営金融課 金融班				
評価責任者	経営金融課			担当者 金融班	
課番号	065123	係番号	02	電話番号	866-2343
作成年月日					

事務事業コード	2006-065123-02-03				
事務事業名	中小企業高度化資金貸付事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	050204	計画名	産業振興計画
			政策目標	オキナワ型産業の戦略的展開
			施策	ベンチャー企業等への金融支援強化
			再掲コード	
	再掲コード	計画名		
		政策目標		
		施策		
	再掲コード	計画名		
		政策目標		
		施策		
	再掲コード	計画名		
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	融資実績件数						
成果指標名又は成果の内容(A')							
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
< 指標の推移 >		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	4.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	7,456	0	0	0	0	0
	人工数D	1.10	1.10	1.00	0.30	0.30	0.30
	人件費E	7,293	7,084	6,440	1,926	1,926	1,926
	合計C+E=F	14,749	7,084	6,440	1,926	1,926	1,926

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、工場団地への移転やアーケードなどの設備投資を支援する制度であり、低利長期の資金を貸し付けるため、満足度は高い。
(2) 県民ニーズの動向 判定 C	
(判定内容) C: 減少傾向	
判定根拠	景気低迷により、設備投資を行う意欲が減退しており融資に対する需要は減少している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	中小企業庁及び中小企業基盤整備機構の規定に従い貸付を行うため他府県並みのサービス水準となっている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	中小企業基本法に基づき、国が中小企業施策の一つとして定めた金融政策である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	実施機関が、中小企業基盤整備機構及び県と定められている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	法令等で実施機関が定められており民間への委託は出来ない。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	県と中小企業基盤整備機構が協調して長期低利資金を貸し付けする事業であり、他に類似する事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	事業の目的を達成するために、経済産業大臣認可の中小企業基盤整備機構業務方法書により対象が定められており妥当である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 -
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) :-		
判定根拠	成果指標未設定のため判定出来ない。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-

判定 根拠	成果指標未設定のため判定出来ない。
----------	-------------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-

判定 根拠	高度化事業の需要が減少しており、事業効果は薄くなっている。
----------	-------------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	中小企業基盤整備機構業務方法書によって県の負担割合が定められている。
----------	------------------------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	O A化に馴染む事業ではない。
----------	-----------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	C
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	-	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	-
		(2) 対結果	-
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
7	2	1			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 2

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 2. 投入資源は減らすが、成果は維持する。

判定 根拠	高度化事業の需要は落ち込んでいるが、競争力の弱い本県中小企業においては集団化による経営の高度化が必要であり、引き続き事業を維持する必要がある。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065123-02-06

事業名	小規模企業者等設備貸与資金貸付事業	事業番号	06	課係名	経営金融課 金融班	係番号	02
-----	-------------------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 (財) 沖縄県産業振興公社</p> <p>(2) 現状 小規模企業者が設備を導入する場合に、(財) 産業振興公社が小規模企業者に代わってその設備を購入し、割賦又はリースで貸付して、その経営改善の強化を促進している。</p> <p>(3) 方法 小規模企業者等の創業・経営基盤を強化するため(財) 産業振興公社が小規模企業者に代わってその設備を購入し、割賦又はリースで貸付するために必要な資金を同公社へ貸し付ける。</p> <p>(4) 目標 経営基盤が脆弱で信用力に乏しい小規模企業者に、長期割賦・低利で設備を導入することにより、小規模事業者等の経営改善を促進する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 貸付 (2) 国庫 国庫補助率：(50%)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 資金力に乏しい企業に対する支援策として、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、国が策定した融資制度である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 国が策定した制度であり、制度上、都道府県が実施することとなっている。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>35,135</td> <td>38,900</td> <td>11,405</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：小規模企業者等設備貸与資金貸付事業費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	35,135	38,900	11,405	200,000	人工数	0.20	0.20	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	35,135	38,900	11,405	200,000												
人工数	0.20	0.20	0.30	0.30												
<p>2. 事業の必要性 資金調達力の乏しい小規模事業者等が、長期割賦・低利で設備を導入できるため、経営基盤が脆弱な小規模企業者等の経営改善を促進するために必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 設備貸与資金の貸与実績 貸付件数：3件 貸付金額：22,810千円</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度末実績 貸付件数(単年度)：3件 " (累計)：1,933件 貸付金額(単年度)：22,810千円 " (累計)：18,347,148千円</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 貸付予定額累計 1,200,000千円</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 小規模企業者の創業及び経営基盤強化による貸与実績の累計 貸付件数：1,933件 貸付金額：18,347,148千円</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 資金調達の改善が図られ、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化が促進された。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を推進する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 経営金融課 金融班				
評価責任者	経営金融課			担当者 金融班	
課番号	065123	係番号	02	電話番号	866-2343
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065123-02-06				
事務事業名	小規模企業者等設備貸与資金貸付事業				
歳出事業コード(1)	612001004事業区分				
歳出事業名(1)	小規模企業者等設備貸与資金貸付事業(単独事業)				
歳出事業コード(2)	事業区分				
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)	事業区分				
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	050204	計画名	産業振興計画
			政策目標	オキナワ型産業の戦略的展開
			施策	ベンチャー企業等への金融支援強化
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	貸付件数						
成果指標名又は成果の内容(A')							
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	件	11.00	10.00	7.00	0.00	0.00	
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
投入資源 (単位: 千円)	予決算額C	35,135	38,900	11,405	200,000	0.00	
	人工数D	0.20	0.20	0.30	0.30	0.00	
	人件費E	1,326	1,288	1,932	1,926	0.00	
	合計C+E=F	36,461	40,188	13,337	201,926	0.00	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	貸与制度の借入者は、小規模企業が対象となっており、制度上担保徴求もなく、利用しやすい制度となっていることから県民満足度は高い。
(2) 県民ニーズの動向 判定 C	
(判定内容) C: 減少傾向	
判定根拠	景気低迷により事業者の設備投資は減少傾向にあり、新規のニーズは低下している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	設備貸与事業は、国の小規模企業施策として全国的に行われており、他県並みである。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、国が中小企業施策の一つとして定めた政策金融制度である。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、国が中小企業施策の一つとして定めた政策金融制度である。実施機関は、(財)沖縄県産業振興公社である。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、国が中小企業施策の一つとして定めた政策金融制度であり、民間委託はできない。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定 根拠	小規模企業向けに限定した制度であるが、県単制度の活用も可能である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	法により貸付対象者が定められており、目標としては効果的である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 -
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) :-		
判定 根拠	成果指標未設定であるため、判定できない。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 D
 (判定内容) D. 費用、成果とも低下傾向。

判定根拠	設備投資意欲が減少しており、事業効果は薄くなってきている。
------	-------------------------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 -
 (判定内容) :-

判定根拠	成果指標未設定であるため、判定できない。
------	----------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠	法により県負担割合が定められている。
------	--------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	O A化に馴染む事業ではない。
------	-----------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	C
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	B	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	-	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	D
		(2) 対結果	-
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
6	3	1	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価			
評価区分	C	具体的方向性	3

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 3. 投入資源を減らし、成果が下がる。

判定根拠	需要が落ち込んでいる実態に即した規模に見直す必要がある。
------	------------------------------